

# 川崎市指定文化財管理奨励金交付要綱

(29川教文第60号 平成29年4月1日 市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、文化財の保護活用の推進に資することを目的として、川崎市文化財保護条例(昭和34年川崎市条例第24号。以下「条例」という。)の規定により、指定された文化財(以下「指定文化財」という。)の日常の維持管理を行う者に対して管理奨励金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象指定文化財)

第2条 管理奨励金の交付対象指定文化財は、次のとおりとする。

- (1) 市重要歴史記念物
- (2) 市重要郷土資料
- (3) 市重要史跡
- (4) 市重要勝地
- (5) 市重要天然記念物

(交付対象者)

第3条 管理奨励金の交付対象者は、当該年度の4月1日における指定文化財の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)若しくは当該年度中に所有者等を継承した者で、指定文化財を管理している者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) 国又は地方公共団体が所有者等のとき。
- (2) 所有者等が入場料等を徴収しているとき。

(交付金額)

第4条 管理奨励金の交付額は、別表のとおりとし、1所有者等に対する交付額は90,000円を限度とする。ただし、個人が市重要史跡及び市重要勝地、並びに市重要天然記念物内に土地を所有する場合の交付額は、教育長が別に定めるものとする。

(管理奨励金の請求)

第5条 管理奨励金の交付を受けようとする所有者等は、指定文化財管理奨励金交付請求書を川崎市長に提出しなければならない。

(交付条件)

第6条 所有者等は、条例及びこの要綱に定められた事項を遵守し、文化財の適切な維持管理及び文化財の普及啓発に努めなければならない。

(管理奨励金の交付)

第7条 第5条の請求を受けたときは、当該年度における管理状況を確認し、第6条の交付条件に適合すると認めた場合に、管理奨励金を交付する。

(交付の取消し等)

第8条 市長は、所有者等が管理奨励金の交付に付した条件に違反したときは、管理奨励金の交付を取消し、又はその内容を変更することができる。なお、この場合において、既に管理奨励金が交付されているときは、交付した管理奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年9月10日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成10年7月15日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成15年6月12日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表

### 指定文化財管理奨励金額

種 別	金額（年額）	
市重要歴史記念物及び市重要郷土資料（建造物及び一括資料は除く）	1点	20,000円
	2点以上	20,000円に5,000円を点数で乗じた金額を加算
市重要歴史記念物及び市重要郷土資料（建造物及び一括資料の場合）	1件 （一括）	40,000円
	2件以上	40,000円に10,000円を点数で乗じた金額を加算
市重要史跡	面積 3,000 ㎡未満	60,000円 ただし、史跡・勝地・天然記念物が重複して指定されている場合は、1件とする。
市重要勝地	面積 3,000	90,000円
市重要天然記念物	㎡以上	ただし、史跡・勝地・天然記念物が重複して指定されている場合は、1件とする。

注

- (1) 微小な指定文化財が複数で1件の場合は、1点とする。
- (2) 平成8年度以降は、1所有者に対する交付金額の上限を90,000円とする。
- (3) 「一括資料」とは、市重要歴史記念物及び市重要郷土資料のうち、歴史的・系統的にまとまった資料として一括指定されたものを指す。